令和3年度埼玉県内部統制評価報告書

埼玉県知事 大野 元裕 は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)を踏まえ、「埼玉県内部統制基本方針」を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制の整備及び運用を行っています。

「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向け、継続的に内部統制に取り組むとともに、社会情勢の変化や監査委員からの意見等を踏まえ、適時必要な見直しを行うこととします。

2 評価手続

令和3年度を評価対象期間とし、その最終日である令和4年3月31日を評価基準日として、ガイドラインに従い、 財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

評価の内容は、全庁的な内部統制の評価及び業務における内部統制の評価となっています。

3 評価結果

全庁的な内部統制の評価は、6つの基本的要素(統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ICTへの対応)で構成する28の評価項目を対象として行った結果、評価項目のそれぞれに対応する条例、規則などの規定が適切に整備・運用されており不備は認められませんでした。

業務における内部統制の評価は、各部局が作成したリスク評価シートを基に、業務において生じるおそれのあるリスクへの対応策の整備状況及びそれに基づく業務の運用状況を対象として行った結果、別紙のとおり重大な不備2件を把握しました。そのため、財務に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

重大な不備については、別紙のとおり原因の分析や再発防止に向けた改善に取り組んでおり、不備の是正が図られていることを確認しました。

令和4年度はこうした不備の再発を防止し、適正な事務が執行されるよう取り組みます。

令和4年8月12日

埼玉県知事 大野 元裕

令和3年度 内部統制の重大な不備及び是正の概要について

令和3年度の業務における内部統制の評価については、下記のとおり運用上の重大な不備を2件把握しました。

ガイドラインでは、「評価対象期間において運用上の重大な不備が存在する場合、内部統制対象事務に係る内部統制は有効に運用されていないと判断する」とされていることから、令和3年度の内部統制は「有効に運用されていない」という評価結果となりました。

把握した重大な不備については、原因の分析や再発防止に向けた改善に取り組んでおり、不備の是正が図られていることを 確認しています。

令和4年度はこうした不備の再発を防止し、適正な事務が執行されるよう取り組みます。

【重大な不備及び是正の状況】

(事案1) 現金の亡失

① 事案の概要

保健医療部において、収納した現金98,110円の入ったポーチを職員が机上に置いたまま一時離席し、その後亡失に 気付いたものです。

現金の亡失は県民の信頼を損なうものであり、他の現金を取り扱う課所においても同様の事案が発生しないよう、改め て適正な管理に取り組む必要があることから、重大な不備と判断しました。

② 是正の状況

本事案が発生した原因は、所属において、現金を取扱う職員への指導・管理が十分に行われていなかったことによるものです。

発生課所では手順書を作成し、現金の収受から金融機関への払い込みまでの手順を明確化するとともに、上司が職員の 現金取扱い状況について、適切な確認と指導を行うことを徹底しました。 また、現金取扱い中は職員が平行して他の業務を行わないよう、職場の体制を見直しました。さらに、所属長からは事 案を踏まえて全職員へ、現金取扱いの重要性について改めて指導を行っています。

全庁に対しては、会計管理者から本事案を踏まえて現金を適正に取り扱うよう指導を行いました。また、各課所の財務 担当職員を対象とした研修会において、現金の適正な管理に留意し、同様の事案を発生させないよう指導を行いました。

(事案2) 契約解除による損害賠償の発生

① 事案の概要

都市整備部の発注工事において、落札業者との契約締結後に設計額の積算誤りが判明し、契約解除を行った結果、95 3,105円の損害賠償が発生したものです。

損害賠償の発生は県民の信頼を損なうものであること、入札に参加した事業者に不利益を及ぼしたことから、重大な不備と判断しました。

② 是正の状況

本事案が発生した原因は、設計書作成時のチェック体制や開札時の確認体制が十分ではなく、開札前に積算誤りを把握できなかったことによるものです。

発生課所では、上司が積算前に採用単価を確認し、経験のある職員が積算内容の確認を行うなど、積算時のチェック体制を強化しました。また、開札前に疑義が生じた際は十分な確認作業を行えるよう、開札時間を変更し、対応する職員の体制を見直しました。

全庁に対しては、積算事務を担当する職員を対象とした研修会において事案を周知し、再発防止に向けた指導を実施します。